

定例会提出予定案件資料

	ページ
1 令和7（2025）年度補正予算概要	1～2
2 はこだて療育・自立支援センター条例の一部を改正する条例の骨子・	3～4
3 函館市介護医療院の人員，施設および設備ならびに 運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の骨子	5～6

1 令和7（2025）年度補正予算概要

一般会計
[歳入]

(単位：千円)

科 目	補 正 額	説 明
ふるさと寄付金	10,000	企業版ふるさと納税分増 10,000
		ひとり暮らし高齢者等緊急通報 システム設置費分 10,000

[歳出]
民生費

(単位：千円)

科 目	補 正 額	説 明	特定財源
社会福祉総務費	5,894	その他所要経費増 5,894	
障害者福祉費	2,104	障害者データベースシステム 経費増 2,104	(国)障害者総合支援事業費 補助金 1,052
老人福祉費	69,472	補助金増 69,472 地域密着型サービス拠点 整備費等補助金 69,472	(道)地域密着型サービス拠点整備費等補助金 69,472

介護保険事業特別会計

(単位：千円)

歳 入		歳 出	
事 項	説 明	事 項	説 明
国 庫 補 助 金	地域支援事業交付金減 $\Delta 8,972$	基 金 積 立 金	介護給付費 準備基金積立金増 626,656
支 払 基 金 交 付 金	介護給付費交付金減 $\Delta 56,677$		
道負担金	介護給付費負担金減 $\Delta 49,854$	過 年 度 支 出 金	第 1 号被保険者保険料 還付金増 7,771
道補助金	地域支援事業交付金減 $\Delta 4,983$	償 還 金	償還金 428,076
繰 入 金	一般会計繰入金減 $\Delta 136,156$ 基金繰入金増 7,771		
繰 越 金	前年度繰越金増 1,311,374		
補正額計	1,062,503	補正額計	1,062,503
補 正 後 予 算 額	32,977,552	補 正 後 予 算 額	32,977,552

2 はこだて療育・自立支援センター条例の一部を改正する条例 の骨子

(1) 改正理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴い規定を整備するため

(2) 改正内容

別紙新旧対照表のとおり

(3) 施行期日

令和7年10月1日

はこだて療育・自立支援センター条例 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(事業)</p> <p>第4条 センターは、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 法第5条第14項に規定する就労継続支援(第7条第2項第3号において「就労継続支援」という。)を行う事業(以下「就労継続支援事業」という。)</p> <p>(7) 法第5条第18項に規定する特定相談支援事業(以下「特定相談支援事業」という。)</p> <p>(8)～(11) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(利用者の範囲)</p> <p>第5条 センターの利用(前条第1項第10号に掲げる事業に係る利用を除く。)をすることができる者は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める者であつて規則で定めるものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 特定相談支援事業 法第5条第19項に規定する主務省令で定める便宜を受けようとする者および法第51条の17第1項に規定する計画相談支援対象障害者等</p> <p>(5)～(7) (略)</p> <p>(利用の承諾等)</p> <p>第6条 センターの利用(法第5条第19項に規定する基本相談支援に係る利用、第4条第1項第10号に掲げる事業に係る利用ならびに児童福祉法第21条の6、身体障害者福祉法第18条第1項および知的障害者福祉法第15条の4の規定による措置に係る利用を除く。次項および次条第1項において同じ。)をしようとする者(第4条第1項第1号から第8号までまたは第11号に掲げる事業を利用しようとする障害児にあつては、その保護者)は、あらかじめ、市長に利用の申込みを行い、その承諾を受けなければならない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(事業)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 法第5条第15項に規定する就労継続支援(第7条第2項第3号において「就労継続支援」という。)を行う事業(以下「就労継続支援事業」という。)</p> <p>(7) 法第5条第19項に規定する特定相談支援事業(以下「特定相談支援事業」という。)</p> <p>(8)～(11) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(利用者の範囲)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 特定相談支援事業 法第5条第20項に規定する主務省令で定める便宜を受けようとする者および法第51条の17第1項に規定する計画相談支援対象障害者等</p> <p>(5)～(7) (略)</p> <p>(利用の承諾等)</p> <p>第6条 センターの利用(法第5条第20項に規定する基本相談支援に係る利用、第4条第1項第10号に掲げる事業に係る利用ならびに児童福祉法第21条の6、身体障害者福祉法第18条第1項および知的障害者福祉法第15条の4の規定による措置に係る利用を除く。次項および次条第1項において同じ。)をしようとする者(第4条第1項第1号から第8号までまたは第11号に掲げる事業を利用しようとする障害児にあつては、その保護者)は、あらかじめ、市長に利用の申込みを行い、その承諾を受けなければならない。</p> <p>2 (略)</p>

3 函館市介護医療院の人員，施設および設備ならびに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の骨子

(1) 改正理由

医薬品，医療機器等の品質，有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部改正に伴い規定を整備するため

(2) 改正内容

別紙新旧対照表のとおり

(3) 施行期日

令和7年11月20日

**函館市介護医療院の人員，施設および設備ならびに運営に関する基準を定める条例
新旧対照表**

現 行	改 正 案
<p>(診療の方針)</p> <p>第18条 医師の診療の方針は，次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 省令第18条第6号に規定する厚生労働大臣が定める医薬品以外の医薬品を入所者に施用し，または処方してはならないこと。ただし，医薬品，医療機器等の品質，有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）<u>第2条第17項</u>に規定する治験に係る診療において，当該治験の対象とされる薬物を使用する場合においては，この限りでない。</p>	<p>(診療の方針)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 省令第18条第6号に規定する厚生労働大臣が定める医薬品以外の医薬品を入所者に施用し，または処方してはならないこと。ただし，医薬品，医療機器等の品質，有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）<u>第2条第18項</u>に規定する治験に係る診療において，当該治験の対象とされる薬物を使用する場合においては，この限りでない。</p>